(3)　建設工事に伴い生ずる廃棄物（環境省令で定めるものに限る。）について書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなして、産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理基準及び改善命令に係る規定を適用することとした。（第二一条の三第三項関係）

(4)　下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合にあっては、当該下請負人を事業者とみなして、委託基準及び産業廃棄物管理票制度に係る規定を適用することとした。（第二一条の三第四項関係）

7　産業廃棄物処理業の許可の有効期間に係る特例

産業廃棄物処理業の許可の有効期間について、許可を受けた者の事業の実施能力及び実績を勘案したものとすることができることとした。（第一四条第二項及び第七項並びに第一四条の四第二項及び第七項関係）

8　廃棄物を輸入できる者の拡充

廃棄物を輸入できる者として、国外廃棄物を他人に委託して適正に処理することができ、当該国外廃棄物を国内において処分することに相当の理由があると認められる者を追加した。（第一五条の四の五関係）

9　罰則

(一)　多量排出事業者減量計画を提出せず、又は計画の実施の状況を報告をしなかった者は、二〇万円以下の過料に処することとした。（第三三条第二号及び第三号関係）

(二)　不法投棄等の違反行為に係る法人重課の量刑を三億円以下の罰金に引き上げるとともに、第二五条の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合の時効の期間は、同条の罪の時効の期間とすることとした。（第三二条関係）

10　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、9の(二)は公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（法律第三五号）（厚生労働省）

一　国民健康保険法の一部改正関係

1　短期被保険者証の交付等に関する事項

(一)　国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の滞納により被保険者証を返還した世帯主に被保険者資格証明書を交付する場合において、その世帯に属する一八歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある被保険者があるときは、保険者は、当該被保険者に対しては、有効期間を六月とする被保険者証を交付することとした。（国民健康保険法第九条第六項関係）

(二)　保険者が国民健康保険の保険料を滞納している世帯主に交付する被保険者証について定める特別の有効期間は、一八歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある者に係る被保険者証については、六月以上としなければならないものとした。（国民健康保険法第九条第一〇項関係）

2　広域化等支援方針等に関する事項

(一)　都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針（以下「広域化等支援方針」という。）を定めることができるものとした。（国民健康保険法第六八条の二第一項関係）

(二)　広域化等支援方針においては、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険財政の安定化の推進を図るため、都道府県が果たすべき役割、事務の共同実施や医療費の適正化等その推進のための具体的な施策等について定めるものとした。（国民健康保険法第六八条の二第二項関係）

3　国民健康保険組合に対する補助に関する事項

平成二二年度から平成二四年度までの間、組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用に対する国庫補助割合については、健康保険法による健康保険事業に要する費用に対する国の補助の割合及び組合の財政力を勘案し、政令で定めるものとした。（国民健康保険法附則第二二条の二関係）

4　保険者を支援するための制度に関する事項

所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度について、平成二二年度から平成二五年度までの間継続するものとした。（国民健康保険法附則第二四条関係）

5　高額な医療に係る交付金事業等に関する事項

政令で定める額以上の医療に要する費用を市町村が共同で負担することに伴う交付金事業について、都道府県が広域化等支援方針においてその額を定めることができるようにする等の見直しを行った上で、平成二二年度から平成二五年度までの間、当該交付金事業を継続するものとした。（国民健康保険法附則第二六条関係）

二　健康保険法の一部改正関係

1　保険料率の上限に関する事項

全国健康保険協会（以下「協会」という。）及び健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率の上限について、一、〇〇〇分の一二〇とすることとした。（健康保険法第一六〇条第一項及び第一三項関係）

2　国庫補助の特例に関する事項

協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者の療養の給付等に要する費用の額に対する国庫補助率について、平成二二年度から平成二四年度までの間は、一、〇〇〇分の一六四とすることとした。（健康保険法附則第五条の二関係）

3　財政均衡の特例に関する事項

都道府県単位保険料率（協会が支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者等をいう。）を単位として決定する一般保険料率をいう。以下同じ。）の算定に当たって、平成二二年度から平成二四年度までの間は、毎事業年度における財政の均衡に係る特例を設けるものとした。（健康保険法附則第八条の三関係）

三　高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正関係

1　後期高齢者支援金の額の算定の特例等に関する事項

平成二二年度から平成二四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定において、その額の三分の一を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることとした。これに伴い、前期高齢者納付金等の額の算定について所要の規定を設けることとした。（高齢者の医療の確保に関する法律附則第一三条の二から第一三条の五まで並びに附則第一四条の三及び第一四条の四関係）

2　市町村の特別会計への繰入れ等の特例に関する事項

当分の間、市町村が被用者保険の被扶養者であった被保険者に対して課する保険料の減額措置に必要な額を市町村の特別会計に繰り入れるとともに、都道府県が当該繰入額の四分の三に相当する額を負担する措置について、当該措置が適用される期間を延長することとした。（高齢者の医療の確保に関する法律附則第一三条の六関係）

3　財政安定化基金の特例に関する事項

都道府県は、当分の間、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができるものとした。（高齢者の医療の確保に関する法律附則第一四条の二関係）

四　健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係

都道府県単位保険料率の調整を行う期限を、平成三〇年三月三一日までの間に延長することとした。（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三一条関係）

五　検討

政府は、協会が管掌する健康保険に対する国庫補助率について、協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二四年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）

六　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。